

# 〇〇〇〇会 会則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、関市〇〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、〇〇〇することを目的とし、令和〇〇年〇月〇〇日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) その他、目的の達成に必要な活動。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

(入会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を〇〇に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員ごとに年額〇〇〇〇円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

- (1) 正会員 〇〇〇円
- (2) 賛助会員 〇〇〇円

(退会)

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 〇名
  - (3) 会計 〇名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員 の 任 期 は 、 〇 年 と す る 。 た だ し 、 再 任 を 妨 げ な い 。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(解任)

第 11 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第 12 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第 2 項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

(解散)

第 14 条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(変更)

第 15 条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。